

答 申 第 9 4 号  
令和5年11月29日

青森県公安委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 森 雄 亮

青森県個人情報保護条例第36条第1項の規定による諮問について（答申）

令和5年6月5日付け青公委第13号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

警察安全相談処理表等についての一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問

## 答 申

### 第1 審査会の結論

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、対象となった保有個人情報の一部を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 保有個人情報開示請求

審査請求人は、令和4年12月10日、実施機関に対し、青森県個人情報の保護に関する条例（令和5年3月青森県条例第3号）附則第2項の規定による廃止前の青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「地域第51号 令和4年9月22日 青森県警察本部生活安全部地域課課長 起案文書（起案者名）、会議等開催案内文書、会議議事録、出席者名簿、警察官聴取記録、警ら記録等、通話通信記録、関連文書の廃棄記録等、その他、本文書に関連する文書その他の記録等 県警本部内及び八戸署内その他 当社側から送付した請求書等は除く」について、保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）として、次に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）に記録された保有個人情報を特定した上で、その一部（以下「本件不開示部分」という。）が条例第21条第1項第4号、第6号又は第8号に該当するとして、次のとおり一部開示決定（以下「本件各処分」という。）を行い、令和5年1月20日、審査請求人に通知した。

- (1) 青森県警察本部生活安全部地域課及び八戸警察署を担当所属とする一部開示決定（以下「本件処分1」という。）

ア 「起案文書」（警察本部生活安全部地域課作成、令和4年9月22日付け）（以下「本件対象文書1」という。）

イ 「警察安全相談処理表」（警察本部生活安全部地域課作成、令和4年9月30日付け）（以下「本件対象文書2」という。）

(2) 青森県警察本部警務部広報課及び八戸警察署を担当所属とする一部開示決定（以下「本件処分2」という。）

ア 「警察安全相談受理表」（八戸警察署作成、令和3年6月23日付け）（以下「本件対象文書3」という。）

イ 「警察安全相談処理表」（八戸警察署作成、令和3年6月24日付け）（以下「本件対象文書4」という。）

ウ 「警察安全相談処理表」（八戸警察署作成、令和3年6月28日付け）（以下「本件対象文書5」という。）

エ 「警察安全相談受理表」（八戸警察署作成、令和4年3月31日付け）（以下「本件対象文書6」という。）

オ 「警察安全相談受理表」（警察本部警務部広報課作成、令和4年4月6日付け）（以下「本件対象文書7」という。）

カ 「警察安全相談受理表」（八戸警察署作成、令和4年4月7日付け）（以下「本件対象文書8」という。）

キ 「警察安全相談処理表」（八戸警察署作成、令和4年10月3日付け）（以下「本件対象文書9」という。）

### 3 審査請求

審査請求人は、令和5年4月20日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件各処分を不服として、実施機関の上級行政庁である青森県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消し、保有個人情報をすべて開示せよとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

##### (1) 本件処分1について

###### ア 本件対象文書1

「支払わない事由」欄に記載された情報の一部・「備考」欄に記載された情報・「参考」欄に記載された情報を開示しない理由を条例第21条第1項第8号該当としているが、警察職員が事務処理上見聞きし、判断した内容及び警察官の活動状況は評価・判断、事実であり個人情報である。警察活動に関する適正な遂行に支障を及ぼすものであるかどうかは甚だ不明である。警察官の能力やスキル、モラルの低さが問題である。直ちに開示せよ。

###### イ 本件対象文書2

(ア) 「処理結果」欄に記載された情報を条例第21条第1項第8号該当としているが、警察職員が事務処理上見聞きし、判断した内容及び警察官の活動状況は評価・判断、事実であり個人情報である。警察活動に関する適正な遂行に支障を及ぼすものであるかどうかは甚だ不明である。警察官の能力やスキル、モラルの低さが問題である。直ちに開示せよ。

(イ) 「処理方針」欄に記載された情報（印影を除く）・「本部報告日時」に記載された情報を条例第21号第1項第8号該当としているが、警察職員が事務処理上見聞きし、判断した内容及び警察官の活動状況は評価・判断、事実であり個人情報である。警察活動に関する適正な遂行に支障を及ぼすものであるかどうかは甚だ不明である。警察官の能力やスキル、モラルの低さが問題である。直ちに開示せよ。

###### ウ 条例第21条第1項第8号の該当性について

条例第21条第1項第8号には対象となる「事務」と「おそれ」は限定されており、「警察内部の会計事務」及び「警察事務」、「広聴処理業務」、「相談業

務」は対象外である。

(2) 本件処分2について

ア 本件対象文書3から9まで

「処理方針」欄に記録された情報（印影を除く。）・「備考」欄に記録された情報の一部を条例第21条第1項第8号該当としているが、警察職員が判断した評価・判断、事実は個人情報である。直ちに開示せよ。

警察安全相談業務の適正な遂行は警察職員の能力によるものである。他者他人のせいにせず、意思、能力の低い職員を直ちに排除し、粛々と業務の遂行に努力するよう県民として命令する。また請求人が警察安全相談業務を行うことはないので、支障を及ぼす恐れすらないことを付け加える。

イ 本件対象文書3、6、7及び8

「参考」欄、「引継ぎ」欄及び「措置結果」欄に記録された情報を条例第21条第1項第8号該当としているが、警察職員が判断した評価・判断、事実は個人情報である。直ちに開示せよ。

「本部処理日時」を開示しないのは隠蔽工作及び捜査妨害ではある。直ちに開示せよ。

ウ 本件対象文書4、5及び9

「処理結果」欄に記録された情報を条例第21条第1項第8号該当としているが、警察職員が判断した評価・判断、事実は個人情報である。直ちに開示せよ。

「本部処理日時」を開示しないのは隠蔽工作及び捜査妨害ではある。直ちに開示せよ。

エ 本件対象文書4について

「結論」欄に記録された情報を条例第21条第1項第8号該当としているが、警察職員が判断した評価・判断、事実は個人情報である。直ちに開示せよ。

別紙1枚目「4 調査結果」欄の1行目から12行目に記録された情報、別紙1枚目「4 調査結果」欄の16行目から20行目に記録された情報を条例第21条第1項第6号該当としているが、執行された犯罪の予防、鎮圧又は捜査に関する情報は個人情報である。直ちに開示せよ。

将来にわたる適正な捜査や公共の安全と秩序維持に支障を及ぼすかどうかは将来のセキュリティの問題で支障を及ぼすかどうかは甚だ不明である。将来にわたるセキュリティに支障を及ぼすおそれがあるのは、警察官の能力やスキル、モラルの低さが問題である。直ちに開示せよ。

オ 条例第21条第1項第6号の該当性について

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれ」は警察官の基本的な業務に支障が出る、大変になるというおそれが対象ではない。単に犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障という文字を繋げればよいというものではない。

不開示とした対象部分はこと細かくそして広く知れ渡っており、「開示された場合、飲酒運転の発覚を免れようとする者から対抗措置を執られる等、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれ」があると主張する場合の根拠はない。

カ 条例第21条第1項第8号の該当性について

条例第21条第1項第8号には対象となる「事務」と「おそれ」は限定されており、「複数の関係課の業務」、「広聴処理業務」は対象外である。

(3) その他

ア 審査請求人は、令和3年6月23日発生の請求料金発生事案に基づいて請求書を青森県警察本部へ送付した。支払い期限7月31日を過ぎても支払われず、請求を継続することとなり、現在も未払いである。これまで飲酒検知の協力に対して協力金や謝礼金などの支払いを要求したことはない。当該警察官は道交法によるアルコール検知などと称し、当初より支払い能力及び支払い権限がないにもかかわらず個人情報や料金をだまし盗み取り、青森県警や八戸署が組織的にその料金を踏み倒すよう指示したことは詐欺罪である。代金未払いは公務の不作为行為である。更に法的に正当な請求料金を不正な請求と見なそうとする虚偽の公文書を作成したものである。

- ・ 当該公文書作成に加担した全公務員の個人情報の開示を求める。
- ・ 請求書で定めた通り、当該警察官の利用となるため、当該警察官への支払い請求のため、氏名、郵便番号、住所、電話番号の開示を求める。

イ 審査請求人は青森県警察に対し、全期間（令和3年6月23日以降）全組織の全警察職員の役職、氏名、階級、認識番号の開示を求める。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件各処分の理由は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分1について

(1) 本件保有個人情報に係る行政文書について

本件対象文書として特定したのは「起案文書」及び「警察安全相談処理表」である。

「起案文書」については、審査請求人からの「協力費の請求」に対して、「支払う事由がないこと」を通知する書面を作成した際の起案文書である。

また、「警察安全相談処理表」は、審査請求人から郵送された「代金お支払いについてのご確認等の文書」に対して、回答文書として上記通知書面を送付した際に作成されたものである。

これら行政文書は、いずれも審査請求人の個人情報と認められたことから、本件対象文書として特定した。

(2) 条例第21条第1項第8号の該当性について

ア 不開示とした対象部分

別表1のとおり

イ 同号該当性について

(ア) 本件不開示部分のうち、別表1①②については、審査請求人からの「捜査に対する協力費請求」に対する、警察の検討結果が記載された部分である。同記載部分には、捜査費や謝礼金を支払う事案であるか検討した結果や、当該事案における警察側の各種適法性等を検討した結果が記載されている。

これらが開示された場合、捜査費や謝礼金の支払い事由該当性の詳細が明らかとなり、警察の業務妨害を企む者が、故意に支払い事由に該当する行為を頻発させ、警察内部の会計事務に支障を及ぼすおそれが認められる。

また、本件に対する関係各課での検討結果も記載されており、これが開示された場合、同種事案に対して検討を要する関係所属が明らかとなり、警察の業務妨害を企む者が、故意に同種事案を引き起こして関係各課を巻き込む等、警察事務の妨害を図るおそれが認められ、条例第21条第1項第8号に該当すると判断した。

(イ) 本件不開示部分のうち、別表1③④⑤については、警察における相談事案に対する処理方針等が記載された不開示部分である。

③④については、「処理結果」及び「処理方針」が記載された箇所であり、これらが開示されると、申出を受けた警察官が当該事案をどのように判断し、どのような対応方針であるかが明らかとなり、その判断や対応方針について警察官と審査請求人の認識が一致しない場合に、両者の間にあつれきが生じることが予想され、今後同種の事務において、事案を担当する警察官が率直な判断や対応方針等を記載することをちゅうちょする等、今後の広聴処理業務の適正

な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、⑤については「本部報告日時」が記載された箇所である。

これが開示されると、事案内容に応じた警察内部の引継ぎ状況が明らかとなり、警察の業務妨害を企む者が、同種虚偽相談をし、本部へ報告させる等して業務妨害し、適正な相談業務に支障を及ぼすおそれが認められ、条例第21条第1項第8号に該当すると判断した。

(ウ) 条例第21条第1項第8号に該当する不開示情報は、知事部局作成の「青森県個人情報保護条例の解釈運用基準」によると、対象となる「事務」と「おそれ」は限定されていない。

よって、審査請求人の主張する、「条例第21条第1項第8号には対象となる「事務」と「おそれ」は限定されており、「警察内部の会計事務」、「警察事務」、「広聴処理業務」、「相談業務」は対象外である。」との意見は誤りである。

### (3) 審査請求人の主張に対する意見

文書の開示・不開示の判断は、条例に基づいてなされるべきであり、条例第21条第1項第8号に該当する部分について不開示とし、一部開示したものである。

審査請求人の主張する「警察職員が事務処理上見聞きし、判断した内容及び警察官の活動状況は評価・判断、事実であり個人情報である。警察活動に関する適正な遂行に支障を及ぼすものであるかどうかは甚だ不明である。警察官の能力やスキル、モラルの低さが問題である。直ちに開示せよ。」という理由は、不開示情報を開示すべき理由には該当しないと判断する。

また、「審査請求の理由別紙3」にて、審査請求人が主張する内容については、本件処分1に係る開示文書とは別の情報を求めているものと解されるため、別途開示請求にて対応すべきであり、弁明しない。

## 2 本件処分2について

### (1) 本件保有個人情報に係る行政文書について

本件対象文書として特定した「警察安全相談受理表」、「警察安全相談処理表」は、県民等から寄せられる相談・苦情等に適切かつ迅速に対応する目的のために作成・保管されるものである。

本件保有個人情報に係る行政文書は、審査請求人が警察に対し、捜査に対する協力費を電話にて請求した際に、その対応状況を記録したものであり、当時、現場において審査請求人の対応をした警察官からの聴取結果も記録されている。

また、本件について「協力費を支払う理由がないこと」を審査請求人に電話連絡した内容や、審査請求人から郵送された「請求書」の内容が記録されたものであり、



これら行政文書は、審査請求人の個人情報と認められたことから、本件対象文書として特定した。

(2) 条例第21条第1項第6号の該当性について

ア 不開示とした対象部分  
別表2のとおり

イ 条例第21条第1項第6号の該当性

(ア) 本件不開示部分のうち別表2の情報は、飲酒運転取締時における捜査上の着眼点が記載されており、これらが開示された場合、飲酒運転の発覚を免れようとする者から対抗措置を執られる等、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第21条第1項第6号に該当すると判断した。

(イ) 条例第21条第1項第6号に該当するとして不開示とした部分は、パトカーで警ら中の警察官が、審査請求人運転車両を飲酒運転のおそれがあると認めた状況が記載された部分である。

これに対し、審査請求人が「不開示とした対象部分は、こと細かくそして広く知れ渡っており」と主張するのは、同人作成の反論書によると、

- ・ 飲酒運転をしているかどうかの確認
- ・ 飲酒運転をしている場合、アルコール濃度の測定
- ・ 飲酒運転をしている場合、運転者の状況確認（目つき、口臭、言動など）
- ・ 飲酒運転をしている場合、現場周辺の状況確認（飲酒した場所や時間帯など）

の各項目についてであり、これらは、車両を停止させた後における飲酒検知要領についての項目となる。

よって、開示した文書内の、条例第21条第1項第6号に該当するとして不開示とした部分と、審査請求人が主張する「広く知れ渡っている飲酒運転取締り上の着眼点」は、そもそも異なっており、「「開示された場合、飲酒運転の発覚を免れようとする者から対抗措置を執られる等、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれ」があると主張する場合の根拠はない。」とする審査請求人の主張は誤りである。

(3) 条例第21条第1項第8号の該当性について

ア 不開示とした対象部分  
別表3のとおり

イ 条例第21条第1項第8号の該当性

(ア) 本件不開示部分のうち別表3の情報は、警察における相談事案に対する処理項目、処理方針等の情報である。

これら不開示部分のうち、②⑤⑧⑬⑭⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔番は「参考」欄、「引継ぎ」欄、「本部報告日時」欄である。

これらの欄は、関係各課へ相談事案の引継ぎがなされた際に、引継ぎ先の課名等が記載されたり、本部へ報告がなされた時間を記載する箇所である。

これらが開示されると、事案に応じた警察内部の引継状況等が明らかとなり、警察の業務妨害を企む者が、同種虚偽相談をし、複数の関係課の業務を妨害するおそれがあるため、条例第21条第1項第8号に該当すると判断した。

(イ) 次に、③④⑥⑦⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔番の不開示部分は、処理結果や処理方針欄であるが、これらが開示されると、申出を受けた警察官が当該事案をどのように判断し、どのような対応方針であるかが明らかとなり、その判断や対応方針について警察職員と審査請求人の認識が一致しない場合に、両者の間にあつれきが生じること等があり、当該事案の処理に当たる警察職員に一定の心理的影響を与えることが予想され、今後同種の事務において、事案を担当する警察職員が率直な判断や対応方針等を記載することをちゅうちょする等、今後の広聴処理業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第21条第1項第8号に該当すると判断した。

(ウ) 条例第21条第1項第8号に該当する不開示情報は、知事部局作成の「青森県個人情報保護条例の解釈運用基準」によると、各機関に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてイからホまでに例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものである。」とされており、対象となる「事務」と「おそれ」は限定されていない。

よって、審査請求人の主張する、「条例第21条第1項第8号には対象となる「事務」と「おそれ」は限定されており、「複数の関係課の業務」、「広聴処理業務」は対象外である。」との意見は誤りである。

#### (4) 審査請求人の主張に対する意見

文書の開示・不開示の判断は、条例に基づいてなされるべきであり、条例第21条第1項第6号及び第8号に該当する部分について不開示とし、一部開示したものである。

審査請求人の主張する「警察職員が判断した評価・判断、事実は個人情報である」、「開示しないのは隠蔽工作及び捜査妨害である」という理由は、不開示情報を開示すべき理由には該当しないと判断する。

また、「審査請求の理由別紙3」にて、審査請求人が主張する内容については、本件処分2に係る開示文書とは別の情報を求めているものと解されるため、別途開示請求にて対応すべきであり、弁明しない。

## 第5 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、個人情報の保護に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とするものであり（第1条）、実施機関は、条例で定める要件を満たした自己を本人とする保有個人情報の開示請求に対しては、条例第21条第1項各号に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、原則として当該保有個人情報を開示しなければならない旨の条例上の義務を負うものである。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件各処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即して個別、具体的に判断するものである。

### 2 不開示情報該当性について

実施機関は、本件各処分において、本件保有個人情報の一部について、条例第21条第1項第4号、第6号又は第8号に該当するとして不開示としているので、以下、当該情報の不開示情報該当性について検討する。

#### (1) 条例第21条第1項第4号該当性について

##### ア 不開示とした部分及びその理由

実施機関が条例第21条第1項第4号に該当するとして不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

不開示とした部分	不開示とした理由
(ア) 本件対象文書1の「決裁」欄に押印された警部補以下の警察官の印影（以下「本件保有個人情報1」という。）	警部補以下の氏名、印影であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない
(イ) 本件対象文書2の「決裁」欄に押印された警部補以下の警察官の印影（以下「本件保有個人情報2」という。）	

	ものであるため。
(ウ) 本件対象文書3から9までの「決裁」欄に押印された警部補以下の職員印影（以下「本件保有個人情報3」という。）	開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないものであるため。
(エ) 本件対象文書6及び7の「処理方針」欄に記録された警部補以下の職員の印影（以下「本件保有個人情報4」という。）	
(オ) 本件対象文書7の「取扱者」欄、「措置（氏名）」欄に記録された警部補以下の職員の氏名（以下「本件保有個人情報5」という。）	
(カ) 本件対象文書4の別紙1枚目「3 調査対象者」欄に記録された情報の一部、別紙1枚目「4 調査結果」欄2行目、9行目、16行目、22行目、23行目、25行目、27行目に記録された情報の一部、別紙2枚目に記録された情報の一部、別紙3枚目に記録された情報の一部（以下「本件保有個人情報6」という。）	

#### イ 条例第21条第1項第4号の趣旨

(ア) 条例第21条第1項第4号本文は、不開示情報として、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を規定している。

(イ) 条例第21条第1項第4号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、個人の権利利益を侵害せず不開示とする必要のないもの及び個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきものについては、例外的に開示することとし、同号ただし書イ、ロ及びハにおいて当該情報を規定している。

#### ウ 条例第21条第1項第4号該当性

本件保有個人情報1から6までは警部補以下の警察官の氏名であると認めら

れる。これらは、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから条例第21条第1項第4号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(2) 条例第21条第1項第6号該当性について

ア 不開示とした部分及びその理由

実施機関が条例第21条第1項第6号に該当するとして不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

不開示とした部分	不開示とした理由
本件対象文書4の別紙1枚目「4 調査結果」欄の1行目から12行目に記録された情報及び16行目から20行目に記録された情報（以下「本件保有個人情報7」という。）	犯罪の予防、鎮圧又は捜査に関する情報が記録されており、これを開示することにより、捜査の着眼点が明らかになる等、将来にわたる適正な捜査や公共安全と秩序維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

イ 条例第21条第1項第6号の趣旨

条例第21条第1項第6号は、不開示情報として、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定している。

ウ 条例第21条第1項第6号該当性

本件保有個人情報7は、飲酒運転取締時における捜査上の着眼点が記載されており、これが開示されると、飲酒運転の発覚を免れようとする者から対抗措置を執られる等、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件保有個人情報7は、条例第21条第1項第6号に該当する。

(3) 条例第21条第1項第8号該当性について

ア 不開示とした部分及びその理由

実施機関が条例第21条第1項第8号に該当するとして不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

不開示とした部分	不開示とした理由
----------	----------

<p>(ア) 本件対象文書1の「支払わない事由」欄に記載された情報の一部、「備考」欄に記載された情報、「参考」欄に記載された情報（以下「本件保有個人情報8」という。）</p>	<p>警察職員が事務処理上見聞きし、判断した内容及び警察官の活動状況が記載されており、これを開示することにより、警察活動に関する適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
<p>(イ) 本件対象文書2の「処理結果」欄に記載された情報、「処理方針」欄に記載された情報（印影を除く）、「本部報告日時」に記載された情報（以下「本件保有個人情報9」という。）</p>	
<p>(ウ) 本件対象文書3から9までの「処理方針」欄に記録された情報（印影を除く。）、「備考」欄に記録された情報の一部（以下「本件保有個人情報10」という。）</p>	<p>警察職員が判断した内容が記録されており、これを開示することにより、今後の警察安全相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
<p>(エ) 本件対象文書3、6、7及び8の「参考」欄、「引継ぎ」欄及び「措置結果」欄に記録された情報（以下「本件保有個人情報11」という。）</p>	
<p>(オ) 本件対象文書4、5及び9の「処理結果」欄に記録された情報（以下「本件保有個人情報12」という。）</p>	
<p>(カ) 本件対象文書4の別紙1枚目「2 結論」欄に記録された情報（以下「本件保有個人情報13」という。）</p>	
<p>(キ) 本件対象文書5の「件名」欄に記録された情報の一部（以下「本件保有個人情報14」という。）</p>	

イ 条例第21条第1項第8号の趣旨

(ア) 条例第21条第1項第8号は、県、国の機関等が行う事務又は事業であって、当該事務又は事業の性質上、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報とし、同号イからホまでを掲げている。

(イ) これらは、各機関に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。

ウ 条例第21条第1項第8号該当性

(ア) 本件保有個人情報8について

本件保有個人情報8は、審査請求人からの「捜査に対する協力費請求」に対する警察の検討結果が記載された部分である。同記載部分には、捜査費や謝礼金を支払う案件であるか検討した結果、当該事案における警察側の各種適法性等を検討した結果及び本件に対する関係各課での検討結果が記載されている。

これらが開示されると、「捜査に対する協力費請求」の受付及び検討並びにそれらの体制等の詳細が明らかとなり、今後の「捜査に対する協力費」の支払事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(イ) 本件保有個人情報9について

本件保有個人情報9は、警察における相談事案に対する処理方針等が記載された部分である。

このうち、「処理結果」及び「処理方針」が記載された箇所については、これらが開示されると、市民から相談の申出を受けた警察官による当該事案への対応方針等内部的判断の詳細が明らかとなり、今後の広聴処理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、「本部報告日時」が記載された箇所については、これが開示されると、事案内容に応じた警察内部の引継状況が明らかとなり、今後の相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(ウ) 本件保有個人情報10から14までについて

a 本件保有個人情報10のうち「備考」欄に記載された情報の一部並びに本件保有個人情報11のうち「参考」欄及び「引継ぎ」欄については、関係各課へ相談事案の引継ぎがなされた際に、引継先の課名等が記載されたり、本部へ報告がなされた時間を記載する箇所である。

これらが開示されると、事案に応じた警察内部の引継状況等が明らかとなり、今後の相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

b 本件保有個人情報10のうちの「処理方針」欄、本件保有個人情報11のうちの「措置結果」欄並びに本件保有個人情報12、13及び14については、これらが開示されると、市民から相談の申出を受けた警察官による当該事案への対応方針等内部的判断の詳細が明らかとなり、今後の広聴処理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

#### エ その他

審査請求人は、条例第21条第1項第8号対象となる「事務」と「おそれ」は限定されており、「警察内部の会計事務」、「警察事務」、「広聴処理業務」、「相談業務」及び「複数の関係課の業務」は、同号の対象外である旨主張する。

しかし、同号に該当する不開示情報は、県の機関等に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてイからホまでに例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものであり、対象となる「事務」と「おそれ」は限定されていない。

よって、審査請求人のこの主張は認められない。

#### オ 小括

以上から、本件保有個人情報8から14までは、条例第21条第1項第8号本文に該当する。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 結論

以上のとおり、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。



別表1（条例第21条第1項第8号に該当するとして不開示とした部分）

		不開示部分	不開示情報	
本件対象文書1	2枚目	「備考」欄	部内の検討結果	①
		「支払わない事由」欄の一部、「参考」欄	部内の検討結果	②
本件対象文書2	1枚目	「処理結果」欄	処理結果	③
	2枚目	「処理方針」欄	処理方針	④
		「本部報告日時」欄	本部報告日時	⑤

別表2（条例第21条第1項第6号に該当するとして不開示とした部分）

		不開示部分	不開示情報	
本件対象文書4	2枚目	「4調査結果」欄1行目から12行目	捜査情報	①
		「4調査結果」欄16行目から20行目		

別表3（条例第21条第1項第8号に該当するとして不開示とした部分）

		不開示部分	不開示情報	
本件対象文書3	1枚目	「参考」欄、「引継ぎ」欄	参考引継事項	②
		「措置結果」欄	措置結果	③
	2枚目	「処理方針」欄	処理方針	④
		「本部報告日時」欄	本部報告日時	⑤

別表3（続き）

		不開示部分	不開示情報	
本件対象文書4	1枚目	「処理結果」欄	処理結果	⑥
	5枚目	「処理方針」欄	処理方針	⑦
		「本部報告日時」欄	本部報告日時	⑧
	2枚目	「2結論」欄	検討結果	⑨
本件対象文書5	1枚目	「処理結果」欄	処理結果	⑩
		「件名」欄の一部	処理結果	⑪
	4枚目	「処理方針」欄	処理方針	⑫
		「本部報告日時」欄	本部報告日時	⑬
本件対象文書6	1枚目	「参考」欄、「引継ぎ」欄	参考引継事項	⑭
		「措置結果」欄	措置結果	⑮
	2枚目	「処理方針」欄	処理方針	⑯
		「本部報告日時」欄	本部報告日時	⑰
本件対象文書7	1枚目	「参考」欄、「引継ぎ」欄	参考引継事項	⑱
		「措置結果」欄	措置結果	⑲
	2枚目	「処理方針」欄	処理方針	⑳
		「本部報告日時」欄	本部報告日時	㉑
本件対象文書8	1枚目	「参考」欄、「引継ぎ」欄	参考引継事項	㉒
		「措置結果」欄	措置結果	㉓
	2枚目	「処理方針」欄	処理方針	㉔
		「本部報告日時」欄	本部報告日時	㉕
本件対象文書9	1枚目	「処理結果」欄	処理結果	㉖
	2枚目	「処理方針」欄	処理方針	㉗
		「本部報告日時」欄	本部報告日時	㉘

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和5年6月5日	・ 諮問実施機関からの諮問書を受理した。
令和5年6月27日	・ 実施機関からの弁明書を受理した。
令和5年7月26日	・ 審査請求人からの反論書（令和5年7月18日付け）を受理した。
令和5年8月17日	・ 実施機関からの弁明書(2)を受理した。
令和5年8月25日 (第149回審査会)	・ 審査を行った。
令和5年9月22日 (第150回審査会)	・ 審査を行った。
令和5年9月25日	・ 審査請求人からの反論書（令和5年9月9日付け）を受理した。
令和5年10月13日	・ 実施機関からの弁明書(3)を受理した。
令和5年10月27日 (第151回審査会)	・ 審査を行った。
令和5年11月14日	・ 審査請求人からの反論書（令和5年11月5日付け）を受理した。
令和5年11月24日 (第152回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
伊藤 健	国立大学法人弘前大学人文社会科学部助教	
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
金子 輝雄	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄亮	弁護士	会長

（令和5年11月29日現在）